

建設省令第 号

建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年五月 日

建設大臣 中山 正暉

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

「第三章 指定確認検査機関（第十四

第四章 指定認定機関（第三十二条

「第三章 指定確認検査機関（第十四条、第三十一条）」を 第五章 承認認定機関（第四十七条

第六章 指定性能評価機関（第五十

第七章 承認性能評価機関（第七十

条・第三十一条）

・第四十六条）

・第五十七条） に改める。

八条・第七十一条）

二条・第七十九条）

第十四条中「添えて、」の下に「これを」を加え、「第八号の二において同じ」及び「第八号において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第八号中「除く。」の下に「第三十二条第八号及び第五十八条第八号において同じ。」を加える。

第十五条第九号から第十二号まで及び第十六条中「電動ダムウエーター」を「小荷物専用昇降機」に改める。

第十九条中「指定確認検査機関業務区域増加申請書」を「指定確認検査機関業務区域増加認可申請書」に改め、「添えて、」の下に「これを」を加える。

第二十三条第一項第一号中「次のイからリまでに」を「次に」に改め、同号イ中「記載された図書」の下に「及び(7)に掲げる図書」を加え、同号イ(1)中「表」を「表一」に改め、同号イ(2)中「認めた」を「認定した」に、「場合においては同表の(4)項に掲げる図書」を「場合で、当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(4)項に掲げる明示すべき事項、施行規則第一条の三第一項の表二の(一)項及び(2)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(2)項に掲げる図書」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 施行規則第一条の三第一項の表二及び表三の(4)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(4)欄の当該各項に掲げる図書

第二十三条第一項第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、同号ホ中「の規定による確認の申請に係る」を「各号に掲げる建築物の」に、「同条第一項第一号」を「法第六条第一項第一号」に、「イ」を「イの(1)から(6)まで」に改め、「図書」の下に「並びにイ(7)に掲げる図書」を加え、ただし書を削り、同号ホを同号ハとし、同号に次のように加える。

二 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に施行規則第一条の三第四項の表の(4)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、ハに規定するもののほか、同表の(4)欄各項に掲げる図書をもつ

て行うこと。

ホ 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この号において「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認にあつては、イ、ハ又はニの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ①から③までに定めるところによること。

① 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下この号において「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第五項の表一の欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の欄に掲げる図書についてはこれを審査すること要しない。

② 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認 施行規則第一条の三第五項の表一の欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれを審査することを要せず、同表の欄に掲げる図書に明示すべき事項については同表の欄に掲げる事項を審査すること要しない。

(3) 認証型式部材等を有する建築物に係る確認 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものに

あつては、施行規則第一条の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書及び同表の(ハ)欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれらを審査することを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書に明示すべき事項については同表の(ホ)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

第二十三条第一項第一号へ中「事項（建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の昇降機に係る確認にあつては、構造詳細図及び構造計算書に係る事項を除く。）が記載された」を「事項が記載された図書及び同条第四項の表の(イ)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる」に改め、同号リ中「表」を「表一」に、「図書の」を「図書、同項の表二の(一)項、(二)項及び同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書の」に「又はホ」を「又はハ」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「ホ」を「二」に、「第一条の三第九項」を「第一条の三第十項」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「第一条の三第八項各号」を「第一条の三第九項各号」に、「イ又はハからホ」を「イから二」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認にあつては、への規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。

(1) 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第七項の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを審査することを要しない。

(2) 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第七項の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれらを審査することを要せず、(ニ)欄に掲げる図書に明示すべき事項については(イ)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

第二十三条第一項第二号中「次のイからホまでに」を「次に」に改め、同号イ中「表に」を「表一に」に改め、「事項が記載された図書」の下に「並びに同項の表二の(イ)欄各項に該当する遊戯施設については同表の(ロ)欄各項に掲げる図書」を加え、「(建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の昇降機に係る確認

にあつては、構造詳細図及び構造計算書に係る事項を除く。）が記載された図書」を「が記載された図書並びに施行規則第三条第一項の表二の(イ)欄各項に該当する昇降機についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書」に改め、同号ホ中「表」を「表一」に、「構造詳細図を」を「構造詳細図及び構造計算書の全部又は一部を」に、「構造詳細図に」を「構造詳細図及び構造計算書に」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第三条第四項各号」を「第三条第五項各号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

八 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この号において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認にあつては、イの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。

(1) 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物に係る確認 法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、施行規則第三条第四項の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、(ロ)欄に掲

げる図書についてはこれを審査することを要しない。

(2) 認証型式部材等を有する工作物に係る確認 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものに

あつては、施行規則第三条第四項の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれを審査することを要せず、(ニ)欄に掲げる図書に明示すべき事項については(ホ)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

第二十九条第二項中「当該記録」を「当該ファイル又は磁気ディスク」に、「法第七十七条の二十九第二項に規定する帳簿への記載」を「前項の図書」に改める。

第三章の次に次の四章を加える。

第四章 指定認定機関

(指定認定機関に係る指定の申請)

第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書については、その旨を証明した市

町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で認定等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する登記事項証明書

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 認定員の氏名及び略歴を記載した書類

十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

十三 認定等の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 その他参考となる事項を記載した書類

（指定認定機関に係る指定の区分）

第三十三条 法第七十七条の三十六第二項の建設省令で定める区分は、行おうとする処分について次に掲げるものとする。

一 型式適合認定を行う者としての指定

二 型式部材等に係る法第六十八条の十一第一項の規定による認証及び法第六十八条の十四第一項の規定による認証の更新並びに法第六十八条の十一第三項の規定による公示を行う者としての指定

三 型式部材等に係る法第六十八条の二十三第一項の規定による認証及び法第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の十四第一項の規定による認証の更新並びに法第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の十一第三項の規定による公示を行う者としての指定

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一 令第三百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分

二 防火設備

三 屎尿浄化槽

四 非常用の照明装置

五 給水タンク又は貯水タンク

六 冷却塔設備

七 エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの

八 エスカレーター

九 避雷設備

十 乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの

十一 エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの

十二 ウォーターシャウト、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分

（指定認定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十四条 指定認定機関は、法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等

の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十二号様式の指定認定機関変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

（指定認定機関の業務区域の変更に係る許可の申請）

第三十五条 指定認定機関は、法第七十七条の四十第一項の規定により業務区域の増加又は減少に係る許可の申請をしようとするときは、別記第十三号様式の指定認定機関業務区域変更許可申請書に第三十二条第一号から第五号まで、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

（指定認定機関に係る指定の更新）

第三十六条 法第七十七条の四十一第一項の規定により、指定認定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。

（認定等の方法）

第三十七条 法第七十七条の四十二第一項の建設省令で定める方法は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 型式適合認定 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

イ 施行規則第十条の五の二に規定する型式適合認定申請書及びその添付図書をもって、当該申請に係る建築物の部分又は工作物の部分ごとに、それぞれ令第三百三十六条の二の九各号又は令第四百四十四条の二に掲げる一連の規定に適合しているかどうかについて審査を行うこと。

ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは令第三百三十六条の二の九各号又は令第四百四十四条の二に掲げる一連の規定に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

二 型式部材等製造者の認証（法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第六十八条の二十三第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証及び法第六十八条の十四第一項（法第六十八条の二十三第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証の更新をいう。以下同じ。） 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

イ 施行規則第十条の五の五に規定する型式部材等製造者認証申請書及びその添付図書をもって行うこと。

ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第六十八条の十三各号に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

ハ 施行規則第十一条の二の三第二項各号に掲げる場合を除き、当該申請に係る工場その他の事業場（以下「工場等」という。）において実地を行うこと。

（認定員の要件）

第三十八条 法第七十七条の四十二第二項の建設省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であることとする。

一 型式適合認定を行う場合 次のイからニまでのいずれかに該当する者

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において 建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学その他の認定等の業務に関する科目を担当する教授若

しくは助教教授の職にあり、又はあった者

ロ 建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

ハ 建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、かつ、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査に係る部門の責任者としてこれらの業務に関して三年以上の実務の経験を有する者

二 建設大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

二 型式部材等製造者の認証を行う場合 次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 建築材料又は建築物の部分の製造、検査又は品質管理（工場等で行われるものに限る。）に係る部門の責任者としてこれらの業務に関して五年以上の実務の経験を有する者

ハ 建設大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(認定員の選任及び解任の届出)

第三十九条 指定認定機関は、法第七十七条の四十二第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十四号様式の指定認定機関認定員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の認可の申請)

第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規定により同項に規定する認定等業務規程(以下単に「認定等業務規程」という。)の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十六号様式の指定認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の記載事項)

第四十一条 法第七十七条の四十五第二項の建設省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項
- 三 認定等の業務の範囲に関する事項
- 四 認定等の業務の実施方法に関する事項
- 五 認定等に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 認定員の選任及び解任に関する事項
- 七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 認定等の業務の実施体制に関する事項
- 九 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項

(指定認定機関による認定等の報告)

第四十二条 指定認定機関は、法第六十八条の二十五第一項に規定する認定等を行ったときは、遅滞なく、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、建設大臣に報告しなければ

ならない。

- 一 型式適合認定を行った場合 別記第十七号様式による報告書に型式適合認定書の写しを添えて行う。
- 二 法第六十八条の二十五第一項の認証を行った場合 別記第十八号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。
- 三 法第六十八条の二十五第一項の認証の更新を行った場合 別記第十九号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

(帳簿)

第四十三条 法第七十七条の四十七第一項の認定等の業務に関する事項で建設省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所所在地
- 二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの
 - イ 型式適合認定にあつては、認定の申請に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、名称、構造、

材料その他の概要

- ロ 型式部材等製造者の認証にあつては、認証の申請に係る工場等の所在地、名称その他の概要及び製造をする型式部材等に係る型式適合認定番号その他の概要
 - 三 認定等の申請を受けた年月日
 - 四 型式部材等製造者の認証にあつては、実地検査を行った年月日
 - 五 型式適合認定にあつては審査を行った認定員の氏名、型式部材等製造者の認証にあつては実地検査又は審査を行った認定員の氏名
 - 六 審査の結果（認定等をしない場合にあつては、その理由を含む。）
 - 七 認定番号又は認証番号及び型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書を通知した年月日（認定等をしない場合にあつては、その旨を通知した年月日）
 - 八 法第七十七条の四十六第一項の規定による報告を行った年月日
 - 九 認定等に係る公示の番号及び公示を行った年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつ

て法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第四十四条 法第七十七条の四十七第二項の認定等の業務に関する書類で建設省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

一 型式適合認定 施行規則第十条の五の二第一項に規定する型式適合認定申請書及びその添付図書並びに型式適合認定書の写しその他審査の結果を記載した図書

二 型式部材等製造者の認証 施行規則第十条の五の五に規定する型式部材等製造者認証申請書及びその添付図書並びに型式部材等製造者認証書の写しその他審査の結果を記載した図書

2 前項各号の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項各号の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあつては当該業務の全部を廃止するまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るものにあつては五年間保存しなければならない。

（指定認定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第四十五条 指定認定機関は、法第七十七条の五十第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十号様式の指定認定機関業務休廃止許可申請書を建設大臣に提出しなければならない。

（認定等の業務の引継ぎ）

第四十六条 指定認定機関は、法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 認定等の業務を建設大臣に引き継ぐこと。
- 二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を建設大臣に引き継ぐこと。

三 その他建設大臣が必要と認める事項

第五章 承認認定機関

(承認認定機関に係る承認の申請)

第四十七条 法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（以下この号及び第七十二条第二号において「財産目録等」という。）
ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。

三 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨を明らかにする書類

四 第三十二条第三号から第七号まで及び第十号から第十四号までに掲げる書類

(承認認定機関に係る名称等の変更の届出)

第四十八条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第二十二号様式の承認認定機関変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第四十九条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第二十三号様式の承認認定機関業務区域増加認可申請書に第三十二条第三号から第五号まで、第七号、第十三号及び第十四号並びに第四十七条第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関の業務区域の変更の届出)

第五十条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第二項の規定により業務区域の減少の届出をしようとするときは、別記第二十四号様式の承認認定機関業務区域減少届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(認定員の選任及び解任の届出)

第五十一条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第二十五号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の認可の申請)

第五十二条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第二十六号様式の承認認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第二十七号様式の承認認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関に係る業務の休廃止の届出)

第五十三条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十四第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十八号様式の承認認定機関業務休廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(旅費の額)

第五十四条 令第三百三十六条の二の十四の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第五十五条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第五十六条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 建設大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(準用)

第五十七条 第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十六条の規定は法第六十八条の二十五第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

第六章 指定性能評価機関

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。た

だし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものである事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しな

い旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する登記事項証明書

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類

十二 評価員の氏名及び略歴を記載した書類

十三 現に行っている業務の概要を記載した書類

十四 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類

十五 その他参考となる事項を記載した書類

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の建設省令で定め

る区分は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十三条、法第六十四条、令第七十条、令第一百九条の三第一号及び第二号八、令第一百十二条第一項、令第一百三十一条第一項第三号、令第一百四十五条第五項、令第一百五十五条の二第一項第四号、令第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第四号八並びに令第一百二十九条の二の五第一項第七号八の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 二 法第二条第九号、令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 三 法第二十二条第一項及び法第六十三条の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 四 法第三十条の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 五 法第三十一条第二項、令第二十九条及び令第三十条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 六 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 七 令第二十条の二第一号二の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 八 令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る性能評価を行う者としての指定

- 九 令第二十二條の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十 令第二十二條の二第二号口の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十一 令第三十六條第二項第三号及び第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十二 令第四十六條第四項の表一の八項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十三 令第八十八條の三第一項第二号及び第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十四 令第一百二十二條第十四項各号及び第十六項、令第二百二十六條の二第二項、令第二百二十九條の十三の二第三号、令第三百三十六條の二第一号並びに令第四百四十五條第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十五 令第一百五條第一項第三号口の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十六 令第二百二十六條の五第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十七 令第二百二十九條の二第一項及び令第二百二十九條の二の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
- 十八 令第二百二十九條の二の五第二項第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十九 令第二百二十九条の二の七第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項並びに

令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一 令第二百二十九条の十五第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十二 令第四百四十四条第二号、第四号イ及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十三 施行規則第一条の三第一項本文の認定に係る性能評価を行う者としての指定

(指定性能評価機関に係る名称等の変更の届出)

第六十条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするとき

は、別記第三十号様式の指定性能評価機関変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関の業務区域の変更に係る許可の申請)

第六十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十第一

項の規定により業務区域の増加又は減少に係る許可の申請をしようとするときは、別記第三十一号様式の

指定性能評価機関業務区域変更許可申請書に第五十八条第一号から第五号まで、第七号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関に係る指定の更新)

第六十二条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十一第一項の規定により、指定性能評価機関が指定の更新を受けようとする場合は、第五十八条及び五十九条の規定を準用する。

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の建設省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

- 一 施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書をもって行うこと。
- 二 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

- 三 前二号の書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を受け、当該性能評価を

行うことが困難であると認める事項について試験その他の方法により審査を行うこと。

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからへまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで若しくは法第二十三条又は令第七十条、令第九十九条の三第一号若しくは第二号八、令第一百三十一条第三号、令第一百五十二条の二第一項第四号若しくは令第一百五十二条の二第一項第一号若しくは第四号八の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合においては、異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱炉を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(3) 試験体（自重、積載荷重又は積雪荷重を支えるものに限る。）に当該試験体の長期に生ずる力に対する許容応力度（以下「長期許容応力度」という。）に相当する力が生じた状態で行うものであること。ただし、当該試験に係る構造に長期許容応力度に相当する力が生じないことが明らかなること。

合又はその他の方法により試験体の長期許容応力度に相当する力が生じた状態における性能を評価できる場合においてはこの限りでない。

(4) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

ロ 法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のもものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもとの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

ハ 法第二条第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第一百十二条第一項、令第一百十四条第五項若しく

は令第二百二十九条の二の五第一項第七号八の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもの
性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱炉を用い、通常の火災による火熱を適
切に再現した加熱により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであるこ
と。

二 法第二十二条第一項又は法第六十三条の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもの
性能を適切に評価できる場合においては、異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火の粉及び市街地における通常の火災による火の粉を適切に再現することがで
きる装置を用い、通常の火災による火の粉（法第六十三条の規定に基づく認定の評価を行う場合に
あつては、市街地における通常の火災による火の粉）を適切に再現した試験により行うものである

こと。

- (3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

ホ 法第三十条の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

- (1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもの性能を適切に評価できる場合においては、異なる寸法とすることができ。

- (2) 試験開口部をはさむ二つの室を用い、一方の室の音源から令第二十二條の三の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベルを測定するものであること。

- (3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

へ 令第四十六條第四項の表一の(ハ)項の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

- (1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもの性能を適切に評価できる場合においては、異なる寸法とすることができる。

(2) 変位及び加力速度を調整できる装置を用い、繰り返しせん断変形を適切に再現した加力により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて、変位及び耐力により適切に判定を行うことができるものであること。

(評価員の要件)

第六十四条 法第七十七条の五十六条第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の建設省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学その他の認定等の業務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

二 建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

三 建設大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(評価員の選任及び解任の届出)

第六十五条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその評価員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第三十二号様式の指定性能評価機関評価員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価業務規程の認可の申請)

第六十六条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価の業務に関する規程(以下この章において「性能評価業務規程」という。

)の認可を受けようとするときは、別記第三十三号様式の指定性能評価機関性能評価業務規程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第三十四号様式の指定性能評価機関性能評価業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提

出しなければならない。

(性能評価業務規程の記載事項)

第六十七条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第二項の建設省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 性能評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が性能評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 性能評価の業務の範囲に関する事項
- 四 性能評価の業務の実施方法に関する事項
- 五 性能評価に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 性能評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 性能評価の業務の実施体制に関する事項
- 九 その他性能評価の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第六十八条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項の性能評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 性能評価を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - 二 性能評価の申請に係る構造方法又は建築材料の種類、名称、構造、材料その他の概要
 - 三 性能評価の申請を受けた年月日
 - 四 審査を行った評価員の氏名
 - 五 性能評価書の交付を行った年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿（前項の規

定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、性能評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第六十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項の性能評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものは、施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書及び性能評価書の写しその他審査の結果を記載した図書とする。

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、性能評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（指定性能評価機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第七十条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十一項の規定により性能評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第三十五号様式の指定性能評価機関業務休廃止許可申請書を建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価の業務の引継ぎ)

第七十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 性能評価の業務を建設大臣に引き継ぐこと。
- 二 性能評価の業務に関する帳簿及び書類を建設大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他建設大臣が必要と認める事項

第七章 承認性能評価機関

(承認性能評価機関に係る承認の申請)

第七十二条 法第七十七条の五十七第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第三十六号様式の承認性能評価機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録等。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。
- 三 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨を明らかにする書類

四 第五十八条第三号から第七号まで及び第十号から第十五号までに掲げる書類

（承認性能評価機関に係る名称等の変更の届出）

- 第七十三条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十七号様式の承認性能評価機関変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

（承認性能評価機関の業務区域の変更に係る認可の申請）

- 第七十四条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第三十八号様式の承認性

能評価機関業務区域増加認可申請書に第五十八条第三号から第五号まで、第七号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七十二条第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(承認性能評価機関の業務区域の変更の届出)

第七十五条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の二十二第二項の規定により業務区域の減少の届出をしようとするときは、別記第三十九号様式の承認性能評価機関業務区域減少届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(評価員の選任及び解任の届出)

第七十六条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその評価員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第四十号様式の承認性能評価機関評価員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価業務規程の認可の申請)

第七十七条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第

一項前段の規定により性能評価の業務に関する規程（以下この章において「性能評価業務規程」という。

）の認可を受けようとするときは、別記第四十一号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第四十二号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

（承認性能評価機関に係る業務の休廃止の届出）

第七十八条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の三十四第一項の規定により性能評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第四十三号様式の承認性能評価機関業務休廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

（準用）

第七十九条 第五十九条の規定は法第七十七条の五十七第一項の規定による承認の申請に、第六十二条の規

定は法第六十八条の二十六第六項の規定による承認に、第六十三条、第六十四条及び第六十七条から第六十九条までの規定は承認性能評価機関に、第五十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十九第一項の検査について準用する。

別記第二号様式中「電動ダムウエーター」を「小荷物専用昇降機」に改める。

別記第三号様式中「申請者」を「届出者」に、「建築基準法第77条の21第2項の規定により、名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するのぞ」を「名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するのぞ」、建築基準法第77条の21第2項の規定により」に、「事業所」を「事務所」に改め、同様式の備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

別記第四号様式中「指定確認検査機関業務区域増加申請書」を「指定確認検査機関業務区域増加認可申請書」に改め、同様式の備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

別記第五号様式中「申請書」を「届出書」に改め、同様式の備考中2を3とし、1の次に次のように加え

る。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

別記第六号様式中「申請者」を「届出者」に改め、同様式の備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

別記第七号様式の備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

別記第八号様式の備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

別記第十号様式中「申請者」を「届出者」及び「建築基準法第77条の34第1項の規定により、確認検査の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、確認検査の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、建築基準法第77条の34第1項の規定により」に改め、同様式の備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

附 則

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。